

要件事項	<p><Air-NACCS/Sea-NACCS 共通> 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象範囲の見直し</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 少額輸入貨物に対して適用される簡易税率（関税定率法第3条の3）について、適用対象となる輸入貨物の範囲が課税価格の合計額10万円以下のもとなっている。</p>
	<p><変更後仕様> 少額輸入貨物に対して適用される簡易税率（関税定率法第3条の3）について、ある特定日以降、適用対象となる輸入貨物の範囲を課税価格の合計額20万円以下のものに拡大する。</p>

1. 変更内容

少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象範囲の見直しにより、簡易税率（99類の品目）が適用できる課税価格の上限を10万円から20万円に引き上げる。

(1) 課税価格の変更について

(a) 輸入申告（少額関税無税）以外の場合

輸入品目関連チェックにおいて、「品目コード」欄に入力された品目コードに簡易税率の旨が登録されている品目の場合に、課税価格の合計について、以下の通りチェックを行う。

- ① 「特定日」より前の場合は、課税価格の合計は10万円以下であること。
- ② 「特定日」以降の場合は、課税価格の合計は20万円以下であること。

(b) 輸入申告（少額関税無税）の場合

制限事項において、「品目コード」欄に入力された品目コードの先頭2桁が「99」の場合に、課税価格の合計について、以下の通りチェックを行う。

- ① 「特定日」より前の場合は、課税価格の合計は10万円以下であること。
- ② 「特定日」以降の場合は、課税価格の合計は20万円以下であること。

2. 変更対象

- ① 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ④ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ⑤ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ⑥ 「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ⑦ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ⑧ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- ⑨ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務

3. サービス開始予定日

平成26年04月01日